

環境・まちづくり特別委員会 送付4-3

外神田のしゃれた街並み条例の指定は保留、見直しをお願いいたします。

受付年月日 令和4年3月7日

陳情者	提出者	2名
	署名者	4名
令和4年 3月 8日追加署名		6名
	計	12名

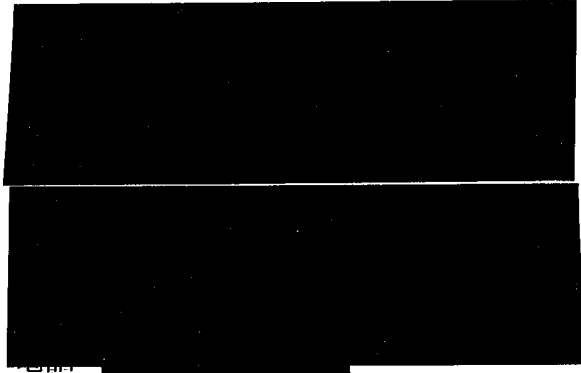
陳 情 書

令和4年3月7日

千代田区議会御中
議長 桜井 ただし 様

件名：外神田のしゃれた街並み条例の指定は保留、見直しをお願いいたします。

陳情者.



理由：

この指定は、建築可能な範囲（鳥籠）を広げて、地権者のまちづくりの選択肢を増やすものだと考えております。

ところが、その後すぐに手続きが始まった都市計画では、共同化を強制する内容となっております。

しゃれまち条例の指定が、地権者の私権制限を伴う都市計画に直結してしまっております。

それであれば、指定の前に地権者や地域の厳密な意思確認が必要と考えられます。

区はどの会議で、地権者や地域の合意の確証を得たのか、あるいは、合意は不要とお考えなのかを確認してください。

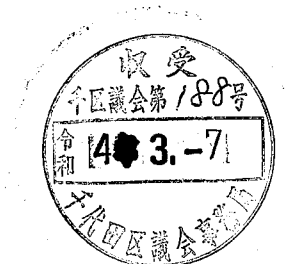
また、都に、区から合意形成についてどのような説明があったか、確認してください。

指定後、区アンケートでは、再開発の同意率は5割台でした。

それであれば、地権者の合意は不十分であったと考えられます。

地域の理解も、十分とは考えられません。

都にこれら現在の状況を説明して、保留、見直しして下さるようお願いいたします。

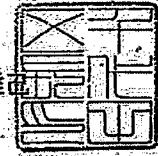


東京都知事

小池 百合子 殿

千代田区長

石川 雅也



街並み再生地区の指定及び街並み再生方針の策定について（依頼）

千代田区では、外神田一丁目南部地区において、個性豊かで魅力のあるまちづくりを推進するため、東京のしゃれた街並みづくり推進条例第7条の規定に基づく、街並み再生地区の指定及び街並み再生方針の策定について、下記のとおり依頼します。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 名 称 | 外神田一丁目南部地区 |
| 2 位置及び区域 | 千代田区外神田一丁目1・2・3番地内
(区域は別紙「区域図」のとおり) |
| 3 面 積 | 約1.9ha |
| 4 方針の内容 | 別添「外神田一丁目南部地区 街並み再生方針(案)」のとおり |

千代田区 環境まちづくり部 地域まちづくり課

担当：飯塚、小林、徳山

電話：03-5211-3619